

(目的)

第1条 この告示は、市外から市内へ移住するために住宅の取得を行った者に対し、予算の範囲内において桑名市移住・定住促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、桑名市補助金等交付規則（平成16年桑名市規則第54号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、本市への移住及び定住の促進並びに地域の活性化を図り、人口減少対策と地方創生の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 市外から市内に移住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条に規定する転入をした者をいう。
- (2) 定住 本市の住民として継続して居住する意思をもち、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠地が本市にあることをいう。
- (3) 住宅 工事請負契約又は売買契約（以下「契約」という。）により取得した市内の新築又は中古の戸建住宅、集合住宅若しくは住宅部分の床面積の合計が全体の床面積の2分の1以上の併用住宅のうち、個人が所有し、自己の居住の用途に供する建物で、所有権保存登記又は所有権移転登記を完了したものをいう。
- (4) 取得 契約により、適正な対価を支払って入手することをいう。
- (5) 完了日 取得した住宅への転居日、転入日又は取得した住宅の引渡日のいずれか遅い日をいう。
- (6) 住宅取得価格 住宅の取得に係る契約書に記載された金額（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）をいい、その住宅用地として1年以内に購入した土地の取得価格を含めることができる。ただし、店舗等の用に供する部分を含む併用住宅の住宅取得価格については、居住の用途に供する部分の金額に限る。
- (7) 宅地建物取引業者 宅地建物取引士を置く事業所をいう。
- (8) 市税等 規則第5条第2項に規定する市税等（本市へ転入する前の所在地において課されたものを含む。）をいう。
- (9) 若年夫婦 戸籍上婚姻関係にある夫婦であって、申請日において夫婦ともに本市に定住し、かつ、夫婦ともに29歳以下の者をいう。
- (10) 市内企業等就業者 市内に本社又は本店がある事業所と期間の定めのない雇用契約を締結し、かつ、健康保険及び雇用保険の被保険者である者をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付は、第5条の交付対象者が次条の補助対象住宅を取得した場合について行う。

(補助対象住宅)

第4条 補助対象住宅は、次の各号に掲げる要件を全て満たす住宅とする。

- (1) 取得した住宅の所有権の保存又は移転の登記が補助金交付対象者の名義若しくは共有名義（補助金交付対象者の持分が2分の1以上である場合に限る。）であり、かつ、当該名義であることが継続していること。
- (2) 住宅取得価格が1,000万円以上であること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令に適合していること。
- (4) 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された中古住宅にあつては、事業実施年度末までに桑名市木造住宅耐震診断者派遣事業等による耐震診断を完了し、かつ、耐震基準を満たしていること。
- (5) 売買契約により取得する住宅にあつては、宅地建物取引業者又は司法書士が仲介していること。

(補助金の交付対象者)

第5条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 取得した住宅の所有者（共有名義の場合も含む。）であること。
- (2) 移住者は、申請日において45歳以下であること。
- (3) 移住者は、転入の届出日から完了日までの期間が1年を経過しておらず、かつ、転入の届出日

の前1年間に於いて市内に住所を有していないこと。

- (4) 市内に定住する意思を有していること。
- (5) 申請日に於いて15歳以上である同一世帯員が市税等を滞納していないこと。
- (6) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 暴力団（桑名市暴力団排除条例（平成23年桑名市条例第13号）第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 日本人又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (9) その他市長が補助金の対象として不適当と認める者でないこと。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、完了日の翌日から起算して180日以内の期間内に於いて、桑名市移住・定住促進事業補助金交付申請書兼誓約書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 申請日に於いて15歳以上である同一世帯員の市税等の納税証明書（課税がない者にあつては、課税証明書）
 - (2) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
 - (3) 住宅の引渡日が確認できる書類
 - (4) 建物登記簿の全部事項証明書
 - (5) 建築基準法第6条第4項若しくは第6条の2第1項の規定により交付を受けた確認済証の写し又はそれに相当するもの（当該住宅を売買により取得した場合に限る。）。ただし、取得した住宅が昭和56年5月31日以前に建築された住宅である場合に、本文に規定する書類を提出し難いときは、第8号に掲げる書類をもってこれに代えることができる。
 - (6) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により交付を受けた検査済証の写し（当該住宅を新築した場合に限る。）。)
 - (7) 取得した住宅の建物全景写真
 - (8) 耐震診断を受けたことが確認できる書類（昭和56年5月31日以前に建築された中古住宅である場合に限る。）。)
 - (9) 位置図、配置図、平面図、立面図その他補助対象住宅の内容が確認できる書類（中古住宅に限る。）。)
 - (10) 婚姻後の戸籍謄本の写し（若年夫婦に該当する場合に限る。）。)
 - (11) 就業証明書（様式第2号）（市内企業等就業者に該当する場合に限る。）。)
 - (12) 永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者の在留資格を有することを証明する書類の写し（申請者が外国人の場合に限る。）。)
 - (13) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより前項に規定する交付の申請を行うものとする。この場合において、第2号及び第3号に掲げる申請方式は、第1号に掲げる申請方式による申請が困難であると市長が認める場合に限り行うものとする。
- (1) オンライン申請方式 申請画面から必要事項等を入力し、前項各号に掲げる書類をアップロードした後、電子申請する方法
 - (2) 郵送申請方式 桑名市移住・定住促進事業補助金交付申請書と前項各号に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を郵送により本市に提出する方法
 - (3) 窓口申請方式 申請者が申請等を窓口で本市に提出する方法
- 3 申請者は、前項第1号に掲げる申請方式で申請を行う場合は、書類の文字が判読できる鮮明なデータをアップロードしなければならない。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 補助基本額 60万円
- (2) 若年夫婦に該当する場合の加算額 30万円
- (3) 市内企業等就業者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合の加算額 10万円

ア 申請者が市内企業等就業者であること。

イ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、第6条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、桑名市移住・定住促進事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが適当ではないと認める場合は、補助金の不交付を決定し、桑名市移住・定住促進事業補助金不交付申請決定通知書(様式第4号)により、補助金の交付を申請した者に通知する。

(補助金の交付請求)

第9条 前条第1項に規定する補助金の交付の決定通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して1月以内に桑名市移住・定住促進事業補助金交付請求書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

(請求が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 申請者から前条に規定する期間内に請求が行われなかった場合は、当該申請者が補助金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、桑名市移住・定住促進事業補助金取消通知書(様式第6号)により通知する。

(補助金の返還)

第12条 補助金の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)は、前条の規定により交付決定を取り消された場合は、市長が定める期日までに当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(状況報告)

第13条 被交付者は補助金交付年度の翌年度から起算して5年間、毎年市長が定める期日までに、定住の状況を市長が定める様式により市長へ報告しなければならない。

(報告及び立入調査)

第14条 桑名市は、本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者並びに就業先の企業等に補助金に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (R6改正)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第7条第3号の規定は、完了日がこの告示の施行の日以後である場合について適用し、完了日がこの告示の施行の日より前である場合は、なお従前の例による。